



三重県公報

令和元年10月25日(金)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
13	語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例	(ダイバーシティ社会推進課)	4
14	三重県卸売市場条例	(農産物安全・流通課)	5
15	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	(教育委員会)	8
16	三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(都市政策課)	10
17	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例	(総務課)	18
18	三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例	(人事課)	19
19	三重県手数料条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	37
20	三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例	(地域福祉課)	49
21	三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例	(障がい福祉課)	50
22	三重県立自然公園条例の一部を改正する条例	(みどり共生推進課)	51
23	三重県建築基準条例の一部を改正する条例	(建築開発課)	52
24	三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例	(警察本部)	55
	規 則		
25	三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(市町行財政課)	65
	告 示		
403	三重県建築基準条例第3章第3節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準の一部を改正する告示	(建築開発課)	66

公布された条例のあらまし

- ◎ 語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例（条例第 13 号）
 - 1 地方公務員法等の一部改正に鑑み、語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例の全部を改正することとしました。
 - 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 三重県卸売市場条例（条例第 14 号）
 - 1 卸売市場法の一部改正に伴い、規定を整理するとともに、小規模等卸売市場の適正かつ健全な運営を確保し、その開設等に係る規定を整備するため、三重県卸売市場条例の全部を改正することとしました。
 - 2 この条例は、令和 2 年 6 月 21 日（一部令和元年 12 月 21 日）から施行することとしました。

- ◎ 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例（条例第 15 号）
 - 1 住民の利便性の向上及び行政事務の効率化を図るため、個人番号の利用範囲についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和 2 年 3 月 1 日（一部公布の日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 16 号）
 - 1 地方自治法第 252 条の 17 の 2 第 1 項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町が処理することについて改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしました。

- ◎ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づく職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第 17 号）
 - 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例（条例第 18 号）
 - 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、関係条例の規定を整理することとしました。
 - 2 この条例は、令和元年 12 月 14 日（一部令和 2 年 4 月 1 日）から施行することとしました。

- ◎ 三重県手数料条例の一部を改正する条例（条例第 19 号）
 - 1 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に鑑み、手数料についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行の日から施行することとしました。

- ◎ 三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例（条例第 20 号）
 - 1 高齢者の増加等地域の実情に鑑み、民生委員の定数の改正を行うこととしました。
 - 2 この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行することとしました。

◎ 三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例（条例第 21 号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律に鑑み、年金管理者についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとしました。

◎ 三重県立自然公園条例の一部を改正する条例（条例第 22 号）

- 1 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による自然公園法の一部改正に鑑み、指定認定機関についての規定を整備することとしました。
- 2 この条例は、令和元年 12 月 14 日から施行することとしました。

◎ 三重県建築基準条例の一部を改正する条例（条例第 23 号）

- 1 建築基準法等の一部改正に伴い、規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。

◎ 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例（条例第 24 号）

- 1 道路交通法施行令の一部改正に伴い、免許証再交付手数料等についての規定を整理することとしました。
- 2 この条例は、令和元年 12 月 1 日から施行することとしました。

条 例

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十三号

語学指導等を行う外国青年の報酬及び費用弁償に関する条例

語学指導等を行う外国青年の給与及び旅費に関する条例（昭和六十二年三重県条例第二十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三条の二第五項の規定に基づき、語学指導又は国際交流活動を行う外国青年（以下「外国青年」という。）の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について定めるものとする。

（報酬）

第二条 外国青年の報酬は、月額で定める。

2 前項で定める報酬の額は、年額三百九十六万円の範囲内で、任命権者が知事と協議して定める。

3 前二項に規定するもののほか、外国青年には、職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）に規定する通勤手当に相当する報酬を支給する。

4 外国青年が所定の勤務日数及び勤務時間数の全部又は一部について勤務しないときは、規則又は教育委員会規則で定める場合を除き、その勤務しない日数及び時間数の報酬の額を支給しない。

5 前項に規定するもののほか、外国青年の報酬の支給方法については、職員の給与に関する条例の適用を受ける職員の例による。ただし、第三項に規定する報酬の支給方法については、会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の適用を受ける職員の例による。

（費用弁償）

第三条 外国青年が公務のために旅行したときは、その費用を弁償する。

2 費用弁償の額及び支給方法は、職員等の旅費に関する条例（昭和三十三年三重県条例第四十六号）の適用を受ける職員の例による。

（実施に関し必要な事項）

第四条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

三重県卸売市場条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十四号

三重県卸売市場条例

三重県卸売市場条例（平成十二年三重県条例第二十号）の全部を改正する。

（目的）

第一条 この条例は、卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号。以下「法」という。）第十三条第一項の規定に基づく地方卸売市場の認定について必要な事項を定めるとともに、小規模等卸売市場が県内において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、小規模等卸売市場に関し、その開設等について必要な事項を定め、その適正かつ健全な運営を確保することにより、生鮮食料品等の取引の適正化とその流通の円滑化を図り、もって県民生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において「生鮮食料品等」とは、野菜、果実、魚類、肉類等の生鮮食料品その他一般消費者が日常生活の用に供する食料品及び花きをいう。

2 この条例において「卸売市場」とは、生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であつて、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるものをいう。

3 この条例において「小規模等卸売市場」とは、第四条の規定に基づく届出をした卸売市場をいう。

4 この条例において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。

（手数料）

第三条 法第十三条第一項の認定又は法第十四条において準用する法第六条第一項の変更の認定を受けようとする者は、申請の際にそれぞれ次に掲げる手数料を納めなければならない。

一 地方卸売市場認定申請手数料 一件につき 一万七千円

二 認定事項の変更に係る認定申請手数料 一件につき 九千円

（開設の届出）

第四条 卸売市場を開設した者は、市場ごとに、規則で定めるところにより、次に掲げる事項を知事に届け出るものとする。ただし、法第四条第一項の農林水産大臣の認定又は法第十三条第一項の知事の認定を受けようとする者又は受けている者は、この限りでない。

一 卸売市場の開設者の名称及び所在地並びにその代表者の氏名（個人にあつては、氏名及び住所）

二 卸売市場の名称

三 卸売市場の位置及び施設に関する事項

四 卸売市場の取扱品目

2 前項の規定による届出には、当該届出に係る卸売市場の業務に関する規程（以下「業務規程」という。）を添付しなければならない。

（変更の届出等）

第五条 小規模等卸売市場の開設者は、前条第一項各号に掲げる事項及び業務規程を変更したとき並びに小規模等卸売市場を休止又は廃止しようとするときは、速やかに、規則で定めるところにより、知事に届け出なければならない。

（開設者の責務）

第六条 小規模等卸売市場の開設者は、小規模等卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するよう努めなければならない。

（売買取引の原則）

第七条 小規模等卸売市場において、取引参加者（卸売業者、仲卸業者（卸売市場において卸売を受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内での店舗において販売する者をいう。））その他卸売市場において売買取引を行う者をいう。第十一条において同じ。）は、公正かつ効率的に売買取引を行わなければならない。

（差別的取扱いの禁止）

第八条 小規模等卸売市場の卸売業者は、出荷者又は買受人に対して、不当に差別的な取扱いをしてはならない。

（売買取引の方法）

第九条 小規模等卸売市場の卸売業者は、生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法として業務規程に定められた方法により、卸売をしなければならない。

（売買取引の条件の公表）

第十条 小規模等卸売市場の卸売業者は、規則で定めるところにより、取扱品目その他売買取引の条件（売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。）を公表しなければならない。

（決済の確保）

第十一条 小規模等卸売市場において、取引参加者は、売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法として業務規程に定められた方法により、決済を行わなければならない。

（卸売数量等に関する報告）

第十二条 小規模等卸売市場の開設者は、規則で定めるところにより、卸売業者が卸売を行った生鮮食料品等の数量及び金額を知事に報告しなければならない。

（指導及び助言）

第十三条 知事は、小規模等卸売市場の開設者に対し、小規模等卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告及び検査）

第十四条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、小規模等卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、小規模等卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若し

くは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(必要な措置をとるべき旨の命令)

第十五条 知事は、小規模等卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要があると認めるときは、小規模等卸売市場の開設者に対し、当該開設者の業務又は会計に関し、必要な措置をとるべき旨を命じることができる。

(規則への委任)

第十六条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年六月二十一日（次項及び附則第三項において「施行日」という。）から施行する。ただし、第三条並びに次項及び附則第三項の規定は、令和元年十二月二十一日から施行する。

(手数料に関する経過措置)

- 2 この条例の施行日の前日において現にこの条例による改正前の三重県卸売市場条例第十五条第一項の許可を受けている者が、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律（平成三十年法律第六十二号）附則第三条第三項の申請をしようとする場合にあつては、この条例による改正後の三重県卸売市場条例（次項において「新条例」という。）第三条第一号の規定にかかわらず手数料は徴収しない。

(小規模等卸売市場に関する経過措置)

- 3 新条例第四条第一項の規定による届出をしようとする者は、この条例の施行日前においても、同項の規定の例により、同項の規定による届出をすることができる。この場合において、当該届出をした卸売市場は、この条例の施行日において同項の規定による届出がされたものとみなす。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成二十七年三重県条例第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第四条関係）			別表第一（第四条関係）		
機関	事務		機関	事務	
一 知事		(略)	一 知事		(略)
二 知事	私立高等学校等学び直し支援金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの				
三 知事	私立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて規則で定めるもの				
四 教育委員会		(略)	二 教育委員会		(略)
五 教育委員会	県立高等学校学び直し支援金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの				
六 教育委員会	県立高校生等奨学給付金の支給に関する事務であつて三重県教育委員会規則で定めるもの				
別表第二（第四条関係）			別表第二（第四条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
十二 知事	番号法別表第二の百二十の二	生活困窮外国人の保護関係	十二 知事	番号法別表第二の百十九の二	生活困窮外国人の保護関係

	項の第二欄に 掲げる事務	情報であつて 規則で定める もの
	項の第二欄に 掲げる事務	情報であつて 規則で定める もの

附 則

この条例は、令和二年三月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定は、公布の日から施行する。

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十六号

三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

三重県の事務処理の特例に関する条例（平成十二年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第二条関係）		別表第二（第二条関係）	
一〜十四（略）	（略）	一〜十四（略）	（略）
十五 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市	十五 都市計画法（以下この項において「法」という。）に基づく次に掲げる事務	津市、桑名市及び鈴鹿市
イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可		イ 法第二十九条第一項及び第二項の規定による開発行為の許可	
ロ 法第三十四条第十三号に規定する土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者の届出の受理		ロ 法第三十四条第十三号に規定する土地又は土地の利用に関する所有権以外の権利を有していた者の届出の受理	
ハ 法第三十四条の二第一項の規定による協議（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）		ハ 法第三十四条の二第一項の規定による協議（法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。）	
ニ 法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可		ニ 法第三十五条の二第一項の規定による変更の許可	
ホ 法第三十五条の二第三項の規定による変更の届出の受理		ホ 法第三十五条の二第三項の規定による変更の届出の受理	
ヘ 法第三十六条の規定による工事完了の検査		ヘ 法第三十六条の規定による工事完了の検査	
等		等	
ト 法第三十七条第一号		ト 法第三十七条第一号	

	の 規 定 に よ る 建 築 又 は 建 設 の 承 認
チ	法 第 三 十 八 条 の 規 定 に よ る 開 発 行 為 の 工 事 の 廃 止 の 届 出 の 受 理
リ	法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 蔽 率 等 の 指 定
ヌ	法 第 四 十 一 条 第 二 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 建 築 の 許 可
ル	法 第 四 十 二 条 第 一 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 許 可
ヲ	法 第 四 十 二 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 協 議
ワ	法 第 四 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 許 可
カ	法 第 四 十 三 条 第 三 項 の 規 定 に よ る 協 議
ヨ	法 第 四 十 五 条 の 規 定 に よ る 地 位 承 継 の 承 認
タ	法 第 四 十 六 条 及 び 第 四 十 七 条 の 規 定 に よ る 開 発 登 録 簿 の 調 製 等
レ	法 第 八 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 報 告 等 の 徴 収 及 び 勸 告 等 (イ から ヨ ま で に 掲 げ る 事 務 に 係 る も の に 限 る。)
ソ	法 第 八 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 監 督 処 分 (イ から ヨ ま で に 掲 げ る 事 務 に 係 る も の に 限 る。)
ヅ	法 第 八 十 一 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 措 置 の 決

	の 規 定 に よ る 建 築 又 は 建 設 の 承 認
チ	法 第 三 十 八 条 の 規 定 に よ る 開 発 行 為 の 工 事 の 廃 止 の 届 出 の 受 理
リ	法 第 四 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 ぺ い 率 等 の 指 定
ヌ	法 第 四 十 一 条 第 二 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 建 築 の 許 可
ル	法 第 四 十 二 条 第 一 項 た だ し 書 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 許 可
ヲ	法 第 四 十 二 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 協 議
ワ	法 第 四 十 三 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 建 築 等 の 許 可
カ	法 第 四 十 三 条 第 三 項 の 規 定 に よ る 協 議
ヨ	法 第 四 十 五 条 の 規 定 に よ る 地 位 承 継 の 承 認
タ	法 第 四 十 六 条 及 び 第 四 十 七 条 の 規 定 に よ る 開 発 登 録 簿 の 調 製 等
レ	法 第 八 十 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 報 告 等 の 徴 収 及 び 勸 告 等 (イ から ヨ ま で に 掲 げ る 事 務 に 係 る も の に 限 る。)
ソ	法 第 八 十 一 条 第 一 項 の 規 定 に よ る 監 督 処 分 (イ から ヨ ま で に 掲 げ る 事 務 に 係 る も の に 限 る。)
ヅ	法 第 八 十 一 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 措 置 の 決

<p>定及び公告(ソに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ネ 法第八十一条第三項の規定による公示(ソに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ナ 法第八十二条第一項の規定による立入検査(ソからネまでに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>十六〜二十九 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>定及び公告(ソに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ネ 法第八十一条第三項の規定による公示(ソに掲げる事務に係るものに限る。)</p> <p>ナ 法第八十二条第一項の規定による立入検査(ソからネまでに掲げる事務に係るものに限る。)</p>	<p>十六〜二十九 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>二十九の二 三重県屋外広告物条例(昭和四十一年三重県条例第四十五号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第三条第一項の規定による区域等の指定及び同条第二項の規定による告示</p> <p>ロ 条例第四条第一項第五号の規定による区域の指定及び同条第二項の規定による告示</p> <p>ハ 条例第八条第一項の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び同条第三項の規定による告示</p> <p>ニ 条例第八条の二(第四項を除く。)の規定による屋外広告物沿道景観地区基本方針の策定等</p> <p>ホ 条例第九条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件に関する</p>	<p>松阪市及び桑名市</p>	<p>二十九の二 三重県屋外広告物条例(昭和四十一年三重県条例第四十五号。以下この項において「条例」という。)に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第三条第一項の規定による区域等の指定及び同条第二項の規定による告示</p> <p>ロ 条例第四条第一項第五号の規定による区域の指定及び同条第二項の規定による告示</p> <p>ハ 条例第八条第一項の規定による屋外広告物沿道景観地区の指定及び同条第三項の規定による告示</p> <p>ニ 条例第八条の二(第四項を除く。)の規定による屋外広告物沿道景観地区基本方針の策定等</p> <p>ホ 条例第九条の規定による広告物及び広告物を掲出する物件に関する</p>	<p>松阪市</p>		

る協定の認定等	
二十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務	津市、松阪市、桑名市、鈴鹿市、大台町及び大紀町
イ 条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可	
ロ 条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可	
ハ 条例第六条第六項の規定による届出の受理	
ニ 条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告	
ホ 条例第十条第一項の規定による条件の付与	
ヘ 条例第十条第三項の規定による許可	
ト 条例第十一条の規定による報告の受理	
チ 条例第十二条第一項の規定による広告物及び掲出物件の変更及び改造の許可	
リ 条例第十二条第二項の規定による条件の付与	
ヌ 条例第十七条の規定による許可の取消し	
ル 条例第十九条第一項の規定による必要な措置の命令	
ヲ 条例第十九条第二項の規定による必要な措	

る協定の認定等	
二十 三重県屋外広告物条例（以下この項において「条例」という。）及び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務	津市、松阪市、鈴鹿市、大台町及び大紀町
イ 条例第五条第一項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可	
ロ 条例第六条第四項及び第五項の規定による広告物の表示及び掲出物件の設置の許可	
ハ 条例第六条第六項の規定による届出の受理	
ニ 条例第八条の四の規定による指導、助言及び勧告	
ホ 条例第十条第一項の規定による条件の付与	
ヘ 条例第十条第三項の規定による許可	
ト 条例第十一条の規定による報告の受理	
チ 条例第十二条第一項の規定による広告物及び掲出物件の変更及び改造の許可	
リ 条例第十二条第二項の規定による条件の付与	
ヌ 条例第十七条の規定による許可の取消し	
ル 条例第十九条第一項の規定による必要な措置の命令	
ヲ 条例第十九条第二項の規定による必要な措	

置の実施
ワ 条例第十九条第三項 の規定による代執行及 び費用の徴収
カ 条例第十九条第四項 の規定による広告物又 は掲出物件の除却
ヨ 条例第十九条の二第 一項の規定による広告 物又は掲出物件の保管
タ 条例第十九条の二第 二項の規定による広告 物又は掲出物件の返還 又は公示
シ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却 等
ソ 条例第十九条の二第 六項の規定による広告 物又は掲出物件の廃棄
ヅ 条例第二十条第一項 の規定による報告若し くは資料提出の要求又 は立入検査
ネ 条例第二十二條の規 定による届出の受理
ナ 条例第二十七條の規 定による指導、助言及び 勧告
ラ 条例第二十七條の五 第二項の規定による指 導及び助言
ム 条例第二十七條の六 第一項の規定による勧 告
ウ 条例第二十七條の六 第二項の規定による勧 告

置の実施
ワ 条例第十九条第三項 の規定による代執行及 び費用の徴収
カ 条例第十九条第四項 の規定による広告物又 は掲出物件の除却
ヨ 条例第十九条の二第 一項の規定による広告 物又は掲出物件の保管
タ 条例第十九条の二第 二項の規定による広告 物又は掲出物件の返還 又は公示
シ 条例第十九条の二第 四項の規定による広告 物又は掲出物件の売却 等
ソ 条例第十九条の二第 六項の規定による広告 物又は掲出物件の廃棄
ヅ 条例第二十条第一項 の規定による報告若し くは資料提出の要求又 は立入検査
ネ 条例第二十二條の規 定による届出の受理
ナ 条例第二十七條の規 定による指導、助言及び 勧告
ラ 条例第二十七條の五 第二項の規定による指 導及び助言
ム 条例第二十七條の六 第一項の規定による勧 告
ウ 条例第二十七條の六 第二項の規定による勧 告

<p>中 条例第二十七条の六第三項の規定による公表</p> <p>ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与</p>	
<p>三十一 三重県屋外広告物条例(以下この項において「条例」という。)及び同名市及び鈴鹿市を除く。)、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町</p> <p>イ 条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却</p> <p>ロ 条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管</p> <p>ハ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示</p> <p>ニ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等</p> <p>ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄</p> <p>ヘ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査(イに係るものに限る。)</p>	<p>各市(津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市を除く。)、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町</p>
<p>三十二・三十三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十四 三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号。以下この項において「条例」という。)及</p>	<p>津市、松阪市、桑名市及び鈴鹿市</p>

<p>中 条例第二十七条の六第三項の規定による公表</p> <p>ノ 条例第二十七条の六第四項の規定による意見を述べる機会の付与</p>	
<p>三十一 三重県屋外広告物条例(以下この項において「条例」という。)及び同名市及び鈴鹿市を除く。)、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町</p> <p>イ 条例第十九条第四項の規定による広告物又は掲出物件の除却</p> <p>ロ 条例第十九条の二第一項の規定による広告物又は掲出物件の保管</p> <p>ハ 条例第十九条の二第二項の規定による広告物又は掲出物件の返還又は公示</p> <p>ニ 条例第十九条の二第四項の規定による広告物又は掲出物件の売却等</p> <p>ホ 条例第十九条の二第六項の規定による広告物又は掲出物件の廃棄</p> <p>ヘ 条例第二十条第一項の規定による報告若しくは資料提出の要求又は立入検査(イに係るものに限る。)</p>	<p>各市(津市、松阪市及び鈴鹿市を除く。)、木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町、多気町、明和町、玉城町、度会町、南伊勢町、紀北町、御浜町及び紀宝町</p>
<p>三十二・三十三 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>三十四 三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和四十七年三重県条例第四十一号。以下この項において「条例」という。)及</p>	<p>津市、桑名市及び鈴鹿市</p>

<p>び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第六条第一項の規定による設計の確認（条例第七条による申請書の受理及び条例第七条第二項の規定による確認の通知を含む。）</p> <p>ロ 条例第六条第二項の規定による設計の確認の協議</p> <p>ハ 条例第九条の規定による設計の変更の確認</p> <p>ニ 条例第十一条第一項の規定による氏名等の変更、工事の中止等の届出の受理</p> <p>ホ 条例第十一条第二項の規定による宅地開発事業の承継の届出の受理</p> <p>ヘ 条例第十二条の規定による工事の検査</p> <p>ト 条例第十二条の二の規定による建築の承認</p> <p>チ 条例第十三条の規定による監督処分</p> <p>リ 条例第十四条の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>	<p>び同条例の施行のための規則に基づく次に掲げる事務</p> <p>イ 条例第六条第一項の規定による設計の確認（条例第七条による申請書の受理及び条例第七条第二項の規定による確認の通知を含む。）</p> <p>ロ 条例第六条第二項の規定による設計の確認の協議</p> <p>ハ 条例第九条の規定による設計の変更の確認</p> <p>ニ 条例第十一条第一項の規定による氏名等の変更、工事の中止等の届出の受理</p> <p>ホ 条例第十一条第二項の規定による宅地開発事業の承継の届出の受理</p> <p>ヘ 条例第十二条の規定による工事の検査</p> <p>ト 条例第十二条の二の規定による建築の承認</p> <p>チ 条例第十三条の規定による監督処分</p> <p>リ 条例第十四条の規定による報告の徴収及び立入検査</p> <p>ヌ イからリまでに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務で別に規則で定めるもの</p>	<p>(略)</p>
<p>三十四の二～三十六 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>三十四の二～三十六 (略)</p>	<p>(略)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(処分、申請等に関する経過措置)

- 2 この条例の施行の際改正後の別表第二第十五号の項及び第三十四号の項に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例若しくは規則（以下この項において「法令等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において松阪市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、松阪市長がした処分その他の行為又は松阪市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。
- 3 この条例の施行の際改正後の別表第二第二十九号の二の項及び第三十号の項に掲げる事務に係る条例若しくは規則（以下この項において「条例等」という。）の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に条例等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で施行日以後において桑名市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における条例等の適用については、桑名市長がした処分その他の行為又は桑名市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づき職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十七号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づき職務権限の特例に関する条例の一部を改正する条例

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第二十三条の規定に基づき職務権限の特例に関する条例（平成二十四年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>同項第二号</u>に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第二十三条第一項の規定に基づき、<u>同項第一号</u>に規定するスポーツに関する事務（学校における体育に関することを除く。）は、知事が管理し、及び執行することとする。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例をここに公布
します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十八号

三重県職員退職手当支給条例等の一部を改正する条例

目次

- 第一章 総務部関係（第一条―第四条）
- 第二章 教育委員会関係（第五条―第七条）
- 第三章 企業庁関係（第八条）

附則

第一章 総務部関係

（三重県職員退職手当支給条例の一部改正）

第一条 三重県職員退職手当支給条例（昭和二十九年三重県条例第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職を</p>	<p>（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職（同法第十六条第一号に該</p>

<p>した者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p>	<p>当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p>
<p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>	<p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>	<p>2・4 (略)</p> <p>5 第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行つた退職手当管理機関は、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p>
<p>一 (略)</p>	<p>一 (略)</p>
<p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判</p>	<p>二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判</p>

<p>決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があつた日から六月を経過し た場合</p>	<p>決が確定した日又は当該公訴を提起し ない処分があつた日から六月を経過し た場合</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>6 〽 10 (略)</p>	<p>6 〽 10 (略)</p>
<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)</p>	<p>(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合 等の退職手当の支給制限)</p>
<p>第十四条 退職をした者に対しまだ当該退 職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のい ずれかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(第 一号又は第二号に該当する場合において、 当該退職をした者が死亡したときは、当該 一般の退職手当等の額の支払を受ける権 利を承継した者)に対し、第十二条第一項 に規定する事情及び同項各号に規定する 退職をした場合の一般の退職手当等の額 との権衡を勘案して、当該一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととす る処分を行うことができる。</p>	<p>第十四条 退職をした者に対しまだ当該退 職に係る一般の退職手当等の額が支払わ れていない場合において、次の各号のい ずれかに該当するときは、当該退職に係る退 職手当管理機関は、当該退職をした者(第 一号又は第二号に該当する場合において、 当該退職をした者が死亡したときは、当該 一般の退職手当等の額の支払を受ける権 利を承継した者)に対し、第十二条第一項 に規定する事情及び同項各号に規定する 退職をした場合の一般の退職手当等の額 との権衡を勘案して、当該一般の退職手当 等の全部又は一部を支給しないこととす る処分を行うことができる。</p>
<p>一 当該退職をした者が刑事事件(当該退 職後に起訴をされた場合にあつては、基 礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の 刑に処せられたとき。</p>	<p>一 当該退職をした者が刑事事件(当該退 職後に起訴をされた場合にあつては、基 礎在職期間中の行為に係る刑事事件に 限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の 刑に処せられたとき。</p>
<p>二・三 (略)</p>	<p>二・三 (略)</p>
<p>2 〽 6 (略)</p>	<p>2 〽 6 (略)</p>
<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>	<p>(退職をした者の退職手当の返納)</p>
<p>第十五条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、次の各号のいずれかに該当す るときは、当該退職に係る退職手当管理機 関は、当該退職をした者に対し、第十二条 第一項に規定する事情のほか、当該退職を した者の生計の状況を勘案して、当該一般 の退職手当等の額(当該退職をした者が当 該一般の退職手当等の支給を受けていな ければ第十条第三項又は第六項の規定に</p>	<p>第十五条 退職をした者に対し当該退職に 係る一般の退職手当等の額が支払われた 後において、次の各号のいずれかに該当す るときは、当該退職に係る退職手当管理機 関は、当該退職をした者に対し、第十二条 第一項に規定する事情のほか、当該退職を した者の生計の状況を勘案して、当該一般 の退職手当等の額(当該退職をした者が当 該一般の退職手当等の支給を受けていな ければ第十条第三項又は第六項の規定に</p>

<p>よる退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 ～ 8 （略）</p>	<p>よる退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。</p> <p>二・三 （略）</p> <p>2 ～ 6 （略）</p> <p>（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）</p> <p>第十七条 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。</p> <p>5 ～ 8 （略）</p>
---	---

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第二条 職員の給与に関する条例（昭和二十九年三重県条例第六十七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十一条の三まで及び附則第十九項第三号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(第二十六条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第十九項第三号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>6 7 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により退職した職員</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第二十一条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条から第二十一条の三まで及び附則第十九項第三号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日(次条及び第二十一条の三においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により退職し、又は死亡した職員(第二十六条第七項の規定の適用を受ける職員及び人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p> <p>2 4 (略)</p> <p>5 第二項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在(退職し、若しくは退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは退職し、又は死亡した日現在。附則第十九項第三号において同じ。)において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p> <p>6 7 (略)</p> <p>(期末手当の支給制限)</p> <p>第二十一条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に法第二十八条第四項の規定により退職した職員(法第十六条第一号に該当して退職した職員を</p>

<p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>除く。）</p> <p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）</p>	<p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの （期末手当の支給の一時差止め）</p>
<p>第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>	<p>第二十一条の三 任命権者は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。</p>
<p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>	<p>一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合</p>
<p>二 （略）</p>	<p>二 （略）</p>
<p>2 （略）</p>	<p>2 （略）</p>
<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止</p>	<p>3 任命権者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止</p>

<p>処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>	<p>処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。</p> <p>一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>二・三 (略)</p> <p>4 5 6 (略)</p> <p>(勤勉手当)</p>
<p>第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第十九項第四号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>	<p>第二十二條 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条及び附則第十九項第四号においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、その者の任命権者が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六條第一号に該当して法第二十八條第四項の規定により失職し、又は死亡した職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会の定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち次号及び第三号に掲げる職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十九項第四号において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額</p>

<p>十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（退職者の給与）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十一条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8（略）</p>	<p>の合計額を加算した額に百分の九十二・五（特定管理職員にあつては、百分の百十二・五）を乗じて得た額の総額</p> <p>二・三（略）</p> <p>3 5（略）</p> <p>（退職者の給与）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 6（略）</p> <p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十一条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により人事委員会規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、人事委員会規則で定める職員については、この限りでない。</p> <p>8（略）</p>
--	---

（職員等の旅費に関する条例の一部改正）

第三条 職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年三重県条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第十六条各号</u>若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 7（略）</p>	<p>（旅費の支給）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 職員が前項第一号の規定に該当する場合において、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）<u>第十六条第二号から第五号まで</u>若しくは第二十九条各号に掲げる事由又はこれらに準ずる事由により退職等となつた場合には、前項の規定にかかわらず、同項の規定による旅費は支給しない。</p> <p>4 7（略）</p>

（会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正）

第四条 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（令和元年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）に対して、それぞれ基準日の属する月の人事委員会規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条第一号に該当して法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p> <p>2 ～ 4 （略）</p>

第二章 教育委員会関係

（公立学校職員の給与に関する条例の一部改正）

第五条 公立学校職員の給与に関する条例（昭和三十年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（期末手当）</p> <p>第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十三条の三まで及び附則第十二項第五号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第二十三条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（第三十条第七項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>（期末手当）</p> <p>第二十三条 期末手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条から第二十三条の三まで及び附則第十二項第五号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日（次条及び第二十三条の三においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（第三十条第七項の規定の適用を受ける職員及び規則で定める職員を除</p>

<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。附則第十二項第五号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>	<p>4 第二項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第十二項第五号において同じ。）において職員が受けるべき給料の月額及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。</p>
<p>5・6 (略) (期末手当の支給制限)</p>	<p>5・6 (略) (期末手当の支給制限)</p>
<p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>	<p>第二十三条の二 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第一項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第四号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当）は、支給しない。</p>
<p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第二十八条第四項の規定により失職した職員</p>	<p>一 (略)</p> <p>二 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に地公法第二十八条第四項の規定により失職した職員（地公法第十六条第一号に該当して失職した職員を除く。）</p>
<p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>	<p>三 基準日前一箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員（前二号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの</p>
<p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>	<p>四 次条第一項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの</p> <p>(期末手当の支給の一時差止め)</p>
<p>第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給する</p>	<p>第二十三条の三 県委員会又はその委任を受けた者は、支給日に期末手当を支給する</p>

こととされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 （略）

2 （略）

3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 （略）

4 5 6 （略）
（勤勉手当）

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間にお

こととされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

一 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第六編に規定する略式手続によるものを除く。第三項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合

二 （略）

2 （略）

3 県委員会又はその委任を受けた者は、一時差止処分について、次の各号のいずれかに該当するに至つた場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合

二・三 （略）

4 5 6 （略）
（勤勉手当）

第二十四条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日（以下この条及び附則第十二項第六号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、教育長が定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間にお

<p>ける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>	<p>ける勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員（規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。</p>
<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p>	<p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、規則で定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。</p> <p>一 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第十二項第六号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に百分の九十二・五を乗じて得た額の総額</p>
<p>二 (略)</p>	<p>二 (略)</p>
<p>3 5 (略) (退職者の給与)</p>	<p>3 5 (略) (退職者の給与)</p>
<p>第三十条 (略)</p>	<p>第三十条 (略)</p>
<p>2 6 (略)</p>	<p>2 6 (略)</p>
<p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十三条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p>	<p>7 第二項、第三項又は第五項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第二十三条第一項に規定する基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地公法第十六条第一号に該当して地公法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規則で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給することができる。ただし、規則で定める職員については、この限りでない。</p>

8 (略) 8 (略)

(公立学校職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第六条 公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法</p>	<p>(懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限)</p> <p>第十二条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行つた非違の内容及び程度、当該非違に至つた経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 地方公務員法第二十八条第四項の規定による失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)又はこれに準ずる退職をした者</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(退職手当の支払の差止め)</p> <p>第十三条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。</p> <p>一 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法</p>

(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

2 ～ 4 (略)

5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った後、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 ～ 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡

(昭和二十三年法律第百三十一号)第六編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。)をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

二 (略)

2 ～ 4 (略)

5 県委員会は、第一項又は第二項の規定による支払差止処分を行った後、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第三号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

一 (略)

二 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となつた起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合(禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。)又は公訴を提起しない処分があつた場合であつて、次条第一項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があつた日から六月を経過した場合

三 (略)

6 ～ 10 (略)

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第十四条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者(第一号又は第二号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡

したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2 5 6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2 5 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手

したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、第十二条第一項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が刑事事件（当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。）に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2 5 6 （略）

（退職をした者の退職手当の返納）

第十五条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、県委員会は、当該退職をした者に対し、第十二条第一項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第十条第三項又は第六項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第十七条において「失業手当受給可能者」という。）であつた場合にあつては、これらの規定により算出される金額（次条及び第十七条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

一 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

二・三 （略）

2 5 6 （略）

（退職手当受給者の相続人からの退職手

<p>当相当額の納付) 第十七条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)</p>	<p>当相当額の納付) 第十七条 (略) 2・3 (略) 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から六月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第十五条第一項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、県委員会は、当該退職手当の受給者の死亡の日から六月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であつた場合にあつては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。 5～8 (略)</p>
--	--

(公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第七条 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例(令和元年三重県条例第三号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当) 第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～4 (略)</p>	<p>(期末手当) 第六条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(規則で定める職員を除く。)に対して、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは法第十六条 第一号に該当して法第二十八条第四項の 規定により失職し、又は死亡した職員(規則で定める職員を除く。)についても、同様とする。 2～4 (略)</p>

第三章 企業庁関係

(企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第八条 企業庁企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和四十一年三重県条例第六十二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(期末手当)</p> <p>第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第十五条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員の在職期間に応じて、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p>
<p>(勤勉手当)</p> <p>第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p>	<p>(勤勉手当)</p> <p>第十六条 勤勉手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、管理者が別に定める期間における人事評価の結果及び基準日以前六箇月以内の期間における勤務の状況に応じ、かつ、企業の経営状況その他の事情を考慮して、基準日の属する月の管理者が定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員で管理者が定めるものについても同様とする。</p>
<p>(退職手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする</p>	<p>(退職手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る退職手当の全部又は一部を支給しないこととする</p>

ことができる。 一 (略) 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職した者 三 (略) 3 13 (略)	ことができる。 一 (略) 二 地方公務員法第二十八条第四項の規定により失職(同法第十六条第一号に該当する場合を除く。)した者 三 (略) 3 13 (略)
--	--

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。ただし、第四条及び第七条の規定は、令和二年四月一日から施行する。

三重県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第十九号

三重県手数料条例の一部を改正する条例

三重県手数料条例（平成十二年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後				改正前			
別表第一（第二条関係）				別表第一（第二条関係）			
項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額	項	手数料を徴収する事務	手数料の名称	手数料の金額
一三五五の十四	(略)	(略)	(略)	一三五五の十四	(略)	(略)	(略)
三五五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（以下この項において「法」という。）第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	別表第二十四に定める一棟当たりの金額（法第二十九條第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合に該当する場合にあつては、それぞれ次に定める金額を加算した金額）を合算して得た額	三五五の十五	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第二十九條第一項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律第三十條第一項の規定による申請があつた場合に、別表第十一に定める金額（申請に係る建築物が建築基準法第	別表第二十四に定める金額（建築物

イ	第三十条	法の第
	第二項	
	の規定	
	による	
	申出が	
	ある場	
	合別	
	表第十	
	一に定	
	める金	額
ロ	イの	
申出に		
係る申		
請建築		
物が建		
築基準		
法第六		
条の三		
第一項		
ただし		
書の特		
定構造		
計算基		
準又は		
特定増		
改築構		
造計算		
基準に		
適合す		
るかど		
うかを		
同項た		
だし書		
の建築		
主事が		
審査を		
する場		

	六条の三
	第一項た
	だし書の
	特定構造
	計算基準
	又は特定
	増改築構
	造計算基
	準に適合
	するかど
	うかを同
	項ただし
	書の建築
	主事が審
	査をする
	場合にあ
	つては、建
	築物ごと
	に、別表第
	十四第一
	号に定め
	る金額を
	加算した
	金額)を加
	算した金
	額)

三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この項において「法」という。)第三十条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	建築物エネルギー消費性能向上計画変更するに、別表第二十(新たに建築物について、別表第二十(一)棟当たりの金額(法第二十九条第三項に規定する申請建築物が次に掲げる場合にあっては、それぞれ次に定める金額を加算した金額)を合算して得た額)イ 第三十一条第二項にお	額 め る 金 額 別 表 第 十 一 号 に 定 め る 金 額 別 表 第 十 一 号 に 定 め る 金 額
三百五十五の十六	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項の規定に基づき建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額(申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算基準又は特定増改築構造計算	別表第二十五に定める金額(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十一条第二項において準用する同法第三十条第二項の規定による申出がある場合には、別表第十一に定める金額(申請に係る建築物が建築基準法第六条の三第一項ただし書の特定構造計算	別 表 第 二 十 五 号 に 定 め る 金 額 (建 築 物 の エ ネ ル ギ ー 消 費 性 能 の 向 上 に 関 す る 法 律 第 三 十 一 条 第 二 項 に お い て 準 用 す る 同 法 第 三 十 条 第 二 項 の 規 定 に よ る 申 出 が あ る 場 合 に は 、 別 表 第 十 一 に 定 め る 金 額 (申 請 に 係 る 建 築 物 が 建 築 基 準 法 第 六 条 の 三 第 一 項 た だ し 書 の 特 定 構 造 計 算 基 準 又 は 特 定 増 改 築 構 造 計 算

審査が
の建築
だし書
同項た
うかを
るかど
るかど
適合す
るかに
造計算
改築構
特定増
準又は
算基
定構造
書の特
ただし
第一項
条の三
法第六
築基準
物が建
請建築
係る申
申出に
ロイの
る金額
に定め
第十一
別表
る場合
出があ
よる申
規定に
二項の
十條第
法第三
用する
いて準

金額を
加算し
た金額
を加算
した
金額を
を
める金
額に定
第十四
別に、
別表
とに、
築物ご
あつて
は、
る場合
に
審査を
する
建築主
事
し書の
同項た
どうか
を
合する
に適
基準

備考 (略)	三 百 六 十 四	三 百 五 十 五	三 百 五 十 五	三 百 五 十 五	額 め る 金	号 に 定 め る 金	四 第 一 号	表 第 十 四	合 別	す る 場 別
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	------------------	------------------	--------	------------------

別表第二十四(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料)

一 住宅の場合

区 分	一棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に	その他の場合

備考 (略)	三 百 六 十 四	三 百 五 十 五	三 百 五 十 五	三 百 五 十 五	額 め る 金	号 に 定 め る 金	四 第 一 号	表 第 十 四	合 別	す る 場 別
--------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------	------------------	----------------------------	------------------	------------------	--------	------------------

別表第二十四(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料)

一 住宅の場合

区 分	一件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に	その他の場合

共同住宅部分等	(略)	申請戸数が一戸のもの	五千円	申請戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万七千三百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	四万八千四百円	ある場合 けたもので 的審査を受 により技術 定める方法
		申請戸数が二戸を超え五戸以下のもの	三万六千八百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が三戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が四戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が五戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	

共同住宅部分等	(略)	申請戸数が一戸のもの	五千円	申請戸数が一戸を超え五戸以下のもの	一万七千三百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	四万八千四百円	ある場合 けたもので 的審査を受 により技術 定める方法
		申請戸数が二戸を超え五戸以下のもの	三万六千八百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が三戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が四戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	
		申請戸数が五戸を超え五戸以下のもの	七萬四千五百円	申請戸数が五戸を超え十戸以下のもの	十萬四千八百円	申請戸数が十戸を超え二十戸以下のもの	二十一萬千九百円	

備考 (略)	もの	申請戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	申請戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	申請戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	申請戸数が三百戸を超えるもの
	(略)	八万六千八百円	十三万七千四百円	十七万三千六百円	十八万五千三百円
	(略)	三十万三千八百円	四十一万五千五百円	五十三万九千六百円	六十三万三千六百円
	(略)				

二 非住宅建築物の場合

ネルギ建築物に係る建築物工法により	申請に係る建築物に申請に上記以外の評価方法により	一棟当たりの手数料の金額	
		申請に	その他の場合
		申請に	上記以外の評価方法により

備考 (略)	以下のもの	一棟の申請戸数が五十戸を超え百戸以下のもの	一棟の申請戸数が百戸を超え二百戸以下のもの	一棟の申請戸数が二百戸を超え三百戸以下のもの	一棟の申請戸数が三百戸を超えるもの
	(略)	八万六千八百円	十三万七千四百円	十七万三千六百円	十八万五千三百円
	(略)	三十万三千八百円	四十一万五千五百円	五十三万九千六百円	六十三万三千六百円
	(略)				

二 非住宅建築物の場合

ネルギ建築物に係る建築物工法により	申請に係る建築物に申請に上記以外の評価方法により	一件当たりの手数料の金額	
		申請に	その他の場合
		申請に	上記以外の評価方法により

区 分	性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	性能向上計画がある場合	性能向上計画がある場合	エネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	エネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	評価されたものである場合	評価されたものである場合
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)								

二 複合建築物の場合

区 分	一棟当たりの手数料の金額
(略)	(略)
備考 (略)	

区 分	性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	性能向上計画がある場合	性能向上計画がある場合	エネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	エネルギー消費性能向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして、知事が別に定める方法により、技術的審査を受けたものである場合	評価されたものである場合	評価されたものである場合
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
備考 (略)								

二 複合建築物の場合

区 分	一件当たりの手数料の金額
(略)	(略)
備考 (略)	

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

一 住宅の場合

区分	一棟当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
（略）	（略）	（略）
共同住宅部分等の住宅	申請戸数が一の戸のもの	三千円 一万八千九百円
	申請戸数が一戸を超え五戸を超	六千円 三万八千二百円

別表第二十五（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料）

一 住宅の場合

区分	一件当たりの手数料の金額	
	申請に係る建築物エネルギー消費性能向上計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第三十条第一項各号に掲げる基準又はこれと同等の基準に適合するものとして知事が別に定める方法により技術的審査を受けたものである場合	その他の場合
（略）	（略）	（略）
共同住宅部分等の住宅	一棟の申請戸数が一の戸のもの	三千円 一万八千九百円
	一棟の申請戸数が一戸を超	六千円 三万八千二百円

以下の もの	申請戸 数が百 戸を超 え二百 以下の もの	申請戸 数が五 十戸を 超え百 戸以下 のもの	申請戸 数が二 十五戸 を超え 五十戸 以下の もの	申請戸 数が十 五戸以 下のも の	申請戸 数が十 戸を超 え二十 五戸以 下のも の	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの
	八万二千四 百円	五万二千円	二万九千円	一万七千三 百円	一万七千三 百円	一万四千 円	一万四千 円	一万四千 円	一万四千 円
	二十一万 九千五百 円	十六万五 百円	十一万八 百円	七万六千 六百元	七万六千 六百元	五万四千 百円	五万四千 百円	五万四千 百円	五万四千 百円
以下の もの	申請戸 数が百 戸を超 え二百 以下の もの	申請戸 数が五 十戸を 超え百 戸以下 のもの	申請戸 数が二 十五戸 を超え 五十戸 以下の もの	申請戸 数が十 五戸以 下のも の	申請戸 数が十 戸を超 え二十 五戸以 下のも の	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの	申請戸 数が五 戸を超 え十戸 以下の もの
	八万二千四 百円	五万二千円	二万九千円	一万七千三 百円	一万七千三 百円	一万四千 円	一万四千 円	一万四千 円	一万四千 円
	二十一万 九千五百 円	十六万五 百円	十一万八 百円	七万六千 六百元	七万六千 六百元	五万四千 百円	五万四千 百円	五万四千 百円	五万四千 百円

	の もの	申請戸 数が二 百戸を 超え三 百戸以 下のも の	申請戸 数が三 百戸を 超える もの
		十 万四 千百 円	十 一萬 千百 円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

二 非住宅建築物の場合

区 分	三 十 三 條 第 一 項 第 一 号	一棟当たりの手数料の金額	
		申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項	その他の場合 申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項
		申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項	上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合
		十 万四 千百 円	二 十八 萬 七 千 百 円

	の もの	申請戸 数が二 百戸を 超え三 百戸以 下のも の	申請戸 数が三 百戸を 超える もの
		十 万四 千百 円	十 一萬 千百 円
(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)			

二 非住宅建築物の場合

区 分	三 十 三 條 第 一 項 第 一 号	一件当たりの手数料の金額	
		申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項	その他の場合 申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項
		申請に 係る建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 が、建 築物エ ネルギー 消費 性能向 上計画 に関する 法律第 三十條 第一項	上記以外 の評価方 法により 評価され たもので ある場合
		十 万四 千百 円	二 十八 萬 七 千 百 円

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				
二 複合建築物の場合				
区 分	一棟当たりの手数料の金額			
(略)	(略)			
備考 (略)				

(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
備考 (略)				
二 複合建築物の場合				
区 分	一件当たりの手数料の金額			
(略)	(略)			
備考 (略)				

附 則

この条例は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四号）の施行の日から施行する。

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十号

三重県民生委員定数条例の一部を改正する条例

三重県民生委員定数条例（平成二十六年三重県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。		民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）第四条第一項の規定に基づき条例で定める民生委員の定数は、次の表の上欄に掲げる市町の区域に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。	
津市	六一七人	津市	六一二人
四日市市	六〇九人	四日市市	六〇二人
伊勢市	三〇八人	伊勢市	三〇五人
松阪市	三八八人	松阪市	三八七人
桑名市	二五七人	桑名市	二五四人
鈴鹿市	三七五人	鈴鹿市	三七〇人
名張市	一八九人	名張市	一八六人
(略)	(略)	(略)	(略)
亀山市	一〇二人	亀山市	九八人
(略)	(略)	(略)	(略)
いなべ市	一〇四人	いなべ市	一〇一人
志摩市	一四一人	志摩市	一四〇人
(略)	(略)	(略)	(略)
三重郡朝日町	二〇人	三重郡朝日町	一七人
(略)	(略)	(略)	(略)
多気郡多気町	四一人	多気郡多気町	四〇人
(略)	(略)	(略)	(略)

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十一号

三重県心身障害者扶養共済条例の一部を改正する条例

三重県心身障害者扶養共済条例（昭和四十五年三重県条例第十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(年金管理者の指定等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>一 年金の受領及び管理を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことが困難な常況にある者</p> <p>二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>4 (略)</p>	<p>(年金管理者の指定等)</p> <p>第十二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、年金管理者となることができない。</p> <p>一 成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者であつて復権を得ないもの</p> <p>4 (略)</p>
<p>(年金の支給停止)</p> <p>第十四条 第十一条第一項の規定により年金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」という。)を有する心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>三 (略)</p>	<p>(年金の支給停止)</p> <p>第十四条 第十一条第一項の規定により年金の給付を受ける権利(以下「年金受給権」という。)を有する心身障害者(以下「年金受給権者」という。)が次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、その事由の生じた日の属する月の翌月からその事由の消滅した日の属する月の前月までの間、年金の支給を停止するものとする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 懲役又は禁錮の刑に処せられ、刑の執行を受けているとき。</p> <p>三 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

三重県立自然公園条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十二号

三重県立自然公園条例の一部を改正する条例

三重県立自然公園条例(昭和三十二年三重県条例第二号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定認定機関)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者</p> <p>二 心身の故障によりその認定関係事務を適確に行うことができない者として規則で定める者</p> <p>三 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者</p> <p>四 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法、この条例若しくは三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>五・六 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(指定認定機関)</p> <p>第十九条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。</p> <p>一 未成年者、成年被後見人又は被保佐人</p> <p>二 破産者で復権を得ないもの</p> <p>三 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法、この条例若しくは三重県自然環境保全条例(平成十五年三重県条例第二号)の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者</p> <p>四・五 (略)</p> <p>4～6 (略)</p>
<p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十九条第三項各号(第五号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>(指定認定機関に対する監督命令等)</p> <p>第二十三条 (略)</p> <p>2 知事は、指定認定機関が第十九条第三項各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、指定を取り消さなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p>

附 則

この条例は、令和元年十二月十四日から施行する。

三重県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十三号

三重県建築基準条例の一部を改正する条例

三重県建築基準条例（昭和四十六年三重県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前																	
<p>(前面空地)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項に規定する空地の奥行きは、次の表に定めるところによらなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>客席の床面積の合計</th> <th>空地の奥行き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二百平方メートル未満</td> <td>一メートル以上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		客席の床面積の合計	空地の奥行き	二百平方メートル未満	一メートル以上	(略)	(略)	(略)	(略)	<p>(前面空地)</p> <p>第十一条 (略)</p> <p>2 前項に規定する空地の奥行きは、次の表に定めるところによらなければならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>客席の床面積の合計</th> <th>空地の奥行き</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>二百平方メートル未満</td> <td>一メートル以上</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>		客席の床面積の合計	空地の奥行き	二百平方メートル未満	一メートル以上	(略)	(略)	(略)	(略)
客席の床面積の合計	空地の奥行き																		
二百平方メートル未満	一メートル以上																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
客席の床面積の合計	空地の奥行き																		
二百平方メートル未満	一メートル以上																		
(略)	(略)																		
(略)	(略)																		
<p>3 耐火劇場等でその用途に供する部分の主要な出口の前面に歩廊、広間又はバルコニーを避難上有効に設けるものに対して</p>		<p>3 耐火建築物又は耐火構造建築物である劇場等（以下「耐火劇場等」という。）でその用途に供する部分の主要な出口の前</p>																	

<p>は、第一項の規定は、適用しない。</p> <p>(客席のいす)</p>	<p>面に歩廊、広間又はバルコニーを避難上有効に設けるものに対しては、第一項の規定は、適用しない。</p> <p>(客席のいす)</p>
<p>第十四条の二 劇場等のその用途に供する部分の客席のいすは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各いすの間隔(いすの背がある場合にあつては前列いすの背面最先端からこれに面する後列いすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離とし、いすの背がない場合にあつては前列いすの最後部から後列いすの最後部までの水平投影距離とする。次条において同じ。)は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(公衆浴場の構造)</p>	<p>第十四条の二 劇場等のその用途に供する部分の客席のいすは、次の各号に定めるところにより設けなければならない。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 各いすの間隔(いすの背がある場合にあつては前列いすの背面最先端からこれに面する後列いすの背の部分又はその延長部分までの水平最短距離とし、いすの背がない場合にあつては前列いすの最後部から後列いすの最後部までの水平投影距離とする。以下次条において同じ。)は、九十センチメートル以上とすること。</p> <p>(公衆浴場の構造)</p>
<p>第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室(蒸気又は熱気を使用して入浴するための室をいう。次項において同じ。)を二階に設ける建築物は、耐火建築物、準耐火建築物又は法第二十七条第一項の規定に適合する特殊建築物としなければならない。</p> <p>2 7 (略)</p> <p>(木造等の長屋の構造)</p>	<p>第十九条 公衆浴場の浴室又はサウナ室(蒸気又は熱気を使用して入浴するための室をいう。次項において同じ。)を二階に設ける建築物は、耐火建築物等(耐火建築物、耐火構造建築物、準耐火建築物又は特定避難時間倒壊等防止建築物(特定避難時間が四十五分間以上であるものに限る。))をいう。第二十三条及び第二十四条第二項において同じ。)としなければならない。</p> <p>2 7 (略)</p> <p>(木造等の長屋の構造)</p>
<p>第二十三条 長屋の用途に供する木造建築物等(耐火建築物及び準耐火建築物を除く。)は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(共同住宅等の設置制限等)</p>	<p>第二十三条 長屋の用途に供する木造建築物等(耐火建築物等を除く。)は、次の各号に定めるところによらなければならない。</p> <p>一・二 (略)</p> <p>(共同住宅等の設置制限等)</p>
<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物、準耐火建築物及び法第二十七条第一</p>	<p>第二十四条 (略)</p> <p>2 共同住宅、寄宿舎、下宿又は児童福祉施設等の用途に供する木造建築物等(耐火建築物等を除く。)は、その用途に供する部</p>

<p>項の規定に適合する特殊建築物を除く。)は、その用途に供する部分に、道路又は道路若しくは公共空地に通ずる幅員一・五メートル以上の敷地内の空地に直接面する窓を設けなければならない。</p>	<p>分に、道路又は道路若しくは公共空地に通ずる幅員一・五メートル以上の敷地内の空地に直接面する窓を設けなければならない。</p>
---	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木英敬

三重県条例第二十四号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>二十四 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号。別表第七において「府令」という。）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 運転経歴証明書再交付手数料</p> <p>二十五〜二十八 (略)</p> <p>二十九 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号。次号及び別表第七において「政令」という。）第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者 特定任意講習手数料</p> <p>三十 政令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を受けようとする者 特定任意高齢者講習手数料</p> <p>三十一 (略)</p> <p>2〜6 (略)</p> <p>別表第七（第八条関係）</p>	<p>(道路交通法関係手数料)</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号。以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一〜二十三 (略)</p> <p>二十四 道路交通法施行規則（昭和三十五年総理府令第六十号）第三十条の十三第一項に規定する運転経歴証明書の再交付を受けようとする者 運転経歴証明書再交付手数料</p> <p>二十五〜二十八 (略)</p> <p>二十九 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第三十七条の六第二号に規定する講習を受けようとする者 特定任意講習手数料</p> <p>三十 道路交通法施行令第三十七条の六の二第一号に規定する講習を受けようとする者 特定任意高齢者講習手数料</p> <p>三十一 (略)</p> <p>2〜6 (略)</p> <p>別表第七（第八条関係）</p>						
<table border="1"> <tr> <td>手数料の</td> <td>区分</td> <td>手数料の</td> </tr> </table>	手数料の	区分	手数料の	<table border="1"> <tr> <td>手数料の</td> <td>区分</td> <td>手数料の</td> </tr> </table>	手数料の	区分	手数料の
手数料の	区分	手数料の					
手数料の	区分	手数料の					

種別	一〇十 (略)	額
十一 運大型自 転免許動車免 試験手許、中法第九十七 料型自動項第三号又千九百円 車免許は第五号に 又は準該当して同 中型自項の規定の 動車免適用を受け 許に係る場合 る試験 政令第三 十三条の 六の二第 六号に掲 げるやむ を得ない 理由のた め免許証 の更新を 受けるこ とができ なかつた 者に対す る試験	(略)	(略)
普通自 動車免 許に係る試験 法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合 政令第三 十三条の 六の二第	(略)	(略)
		八百円

種別	一〇十 (略)	額
十一 運大型自 転免許動車免 試験手許、中法第九十七 料型自動項第三号又千九百円 車免許は第五号に 又は準該当して同 中型自項の規定の 動車免適用を受け 許に係る場合 る試験	(略)	(略)
普通自 動車免 許に係る試験 法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合	(略)	(略)
		八百円

試験に係る 自動車第二種免許に 係る試験	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の適用を受ける場合	法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合	(略)	(略)	千九百円
試験に係る 特殊自動車 又は原動機 付自転車 免許に 係る試験	小型特殊自動車又は原動機付自転車の適用を受ける場合	法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け る場合	(略)	(略)	千九百円

試験に係る 大型自動車 第二種免許 又は普通自 動車第二種 免許に 係る試験	大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許の適用を受ける場合	法第九十七 条の二第一 項第三号又 は第五号に 該当して同 項の規定の 適用を受け る場合	(略)	(略)	千九百円
試験に係る 特殊自動車 又は原動機 付自転車 免許に 係る試験	小型特殊自動車又は原動機付自転車の適用を受ける場合	法第九十七 条の二第一 項の規定の 適用を受け る場合	(略)	(略)	千九百円

三	十二・十	十四 免 第一種運転免許又は 許証交 第二種運転免許に係 付手数 する免許証（政令第三 料 数 十三條の六の二第六 号に掲げるやむを得 ない理由のため免許 証の更新を受けるこ とができなかった者 であつて、法第九十 七條の一第一項第三 号に該当して同項の 規定の適用を受けた ものに対する交付の 場合を除く。）	(略)	(略)	の更新を 受けるこ とができ なかつた 者に対す る試験
(略)	(略)	二 千 五 十 五 十 円	(略)	(略)	(略)
合	合	法第九十二 条第一項後 段の規定に より、一の 種類の免許 種類の免許 に係る事 項を記載 するごと に二百円 を加算し て記載して その額 の種類の免 許に係る免 許証の交付 に代える場 合	二 千 五 十 五 十 円に、当 該他の種 類の免許 に係る事 項を記載 するごと に二百円 を加算し てその額 の種類の免 許に係る免 許証の交付 に代える場 合	(略)	(略)

三	十二・十	十四 免 第一種運転免許又は 許証交 第二種運転免許に係 付手数 する免許証	(略)	(略)	
(略)	(略)	二 千 五 十 五 十 円	(略)	(略)	(略)
合	合	法第九十二 条第一項後 段の規定に より、一の 種類の免許 種類の免許 に係る事 項を記載 するごと に二百円 を加算し てその額 の種類の免 許に係る免 許証の交付 に代える場 合	二 千 五 十 五 十 円に、当 該他の種 類の免許 に係る事 項を記載 するごと に二百円 を加算し てその額 の種類の免 許に係る免 許証の交付 に代える場 合	(略)	(略)

	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証（政令第三十三條の六の二第六号に掲げるやむを得ない理由のため免許証の更新を受けることができなかつた者であつて、法第九十七條の二第一項第三号に該当して同項の規定の適用を受けたものに対する交付の場合に限る。）	千七百円
	法第九十二條第一項後段の規定により、一の種類の免許に係る事項に係る免許証に他の種類の免許に係る事項を記載してその種類の免許に係る免許証の交付に代える場合	千七百円 に、当該他の種類の免許に係る事項を記載するごとに二百円を加算した額
	(略)	(略)
十五	免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 二千二百五十円
	(略)	(略)
十六～二十五	(略)	(略)
二十六	(略)	(略)

	(略)	(略)
十五	免許証再交付手数料	第一種運転免許又は第二種運転免許に係る免許証 三千五百円
	(略)	(略)
十六～二十五	(略)	(略)
二十六	(略)	(略)

講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	法第九十二条の二第一項の表の備考一の四に掲げる規定する違反運転者等に対する講習	千三百五十円	(略)
講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	小型特殊自動車免許以外第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は第四百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づき)	五千五百円	(略)
講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円	(略)

講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	国家公安委員会規則で定める政令第三十三条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円	(略)
講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	道路交法施行令第三十条の七第二項の基準に該当しない者に対する講習	八百円	(略)
講習手数料 法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	法第百二条の二第一項第十号に掲げる講習	(略)	(略)
	小型特殊自動車免許以外第一種運転免許又は第二種運転免許を受けている者に対する講習(法第九十七条の二第一項第三号イ又は第四百一条の四第二項の規定により認知機能検査の結果に基づき)	五千五百円	(略)

	(略)	法第百八条の二第一 項第十三号に掲げる 講習	当該講習が 府令第三十 八条第十三 項第二号の 表第一号に 掲げる講習 方法に係る ものである 場合	一万二千 五百円	(略)	(略)	示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として府 令第三十 九条に規 定する基 準に該当 するもの	四千四百 五十円	のに 限 る。) いて 行う も
	(略)	法第百八条の二第一 項第十三号に掲げる 講習	当該講習が 府令第三十 八条第十三 項第二号の 表第一号に 掲げる講習 方法に係る ものである 場合	一万二千 五百円	(略)	(略)	示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	当該認知 機能検査 の結果が 認知症の おそれが あること その他の 認知機能 が低下し ているお それがあ ることを 示すもの として道 路交通法 第三十九 条に規定 する基準 に該当す るもの	四千四百 五十円	のに 限 る。) いて 行う も

二十七 三十一 (略)		(略)	二十七 三十一 (略)		(略)
備考 (略)			備考 (略)		

附 則

この条例は、令和元年十二月一日から施行する。

規 則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和元年十月二十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第二十五号

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

三重県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年三重県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第二条関係）		別表（第二条関係）	
一〇十四（略）	（略）	一〇十四（略）	（略）
十五 特例条例別表第二の十の項	建築基準法（以下この項において「法」という。）、建築基準法に規定する建築施行令、建築基準法施行規則、三重県建築基準条例及び建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の規定に基づき知事又は建築主事に提出することとされている申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）の受理並びに知事又は建築主事への送付（ただし、法第七条第一項（建設省令第四十八号）の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書及び法第七条の三第二項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関から提出される申請書及び届書、法第八十七条の四において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の四において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。）	十五 特例条例別表第二の十の項	建築基準法（以下この項において「法」という。）、建築基準法に規定する建築施行令、建築基準法施行規則、三重県建築基準条例及び建築基準法施行細則（昭和四十六年三重県規則第六十四号）の規定に基づき知事又は建築主事に提出することとされている申請書、届書及び通知書（法第十八条第二項の規定による計画通知書に限る。）の受理並びに知事又は建築主事への送付（ただし、法第七条第一項（建設省令第四十八号）の二第一項又は第八十条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による完了検査申請書及び法第七条の三第二項の規定による中間検査申請書、法第六条の二第一項に規定する確認を受けようとする建築物の計画に係る法第十五条第一項の規定による届書、法第七十七条の二十一に規定する指定確認検査機関から提出される申請書及び届書、法第八十七条の二において準用する法第六条第一項の規定による確認申請書並びに法第八十七条の二において準用する法第十八条第二項の規定による計画通知書を除く。）
十五の二 特例条例別表第二の十	次に掲げる書類の受理及び知事への送付（ただし、津市、松阪	十五の二 特例条例別表第二の十	次に掲げる書類の受理及び知事への送付（ただし、津市、桑名

六の項に規定する都市計画法（昭和四十二年法律第百号）、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十四条及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	同、桑名市及び鈴鹿市を除く。） イ〜ツ（略）	六の項に規定する都市計画法（昭和四十二年法律第百号）、都市計画法施行令（昭和四十四年政令第百五十八号）、都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）第三十四条及び同法の施行のための規則に基づく申請書、届書その他の書類の受理に関する事務で別に規則で定めるもの	市及び鈴鹿市を除く。） イ〜ツ（略）
十五の三〜二十三（略）	（略）	十五の三〜二十三（略）	（略）

附 則

この規則は、令和元年四月一日から施行する。ただし、別表第十五の項の改正規定は、公布の日から施行する。

告 示

三重県告示第 403 号

三重県建築基準条例第 3 章第 3 節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準の一部を改正する告示を次のように定めます。

令和元年 10 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県建築基準条例第 3 章第 3 節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準の一部を改正する告示

三重県建築基準条例第 3 章第 3 節の規定を適用しない劇場等のその用途に供する建築物に関する基準（平成 6 年三重県告示第 235 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
第10 映写室 劇場等における映写室は、耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（木造の劇場等にあつては、準耐火構造又は防火構造）の床若しくは壁又は防火設備により区画しなければならない。ただし、 <u>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 10 項</u> の規定の適用を受けない映写室の映写のために必要な開口部（開口面積が 1	第10 映写室 劇場等における映写室は、耐火構造又は一時間準耐火基準に適合する準耐火構造（木造の劇場等にあつては、準耐火構造又は防火構造）の床若しくは壁又は防火設備により区画しなければならない。ただし、 <u>建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 112 条第 9 項</u> の規定の適用を受けない映写室の映写のために必要な開口部（開口面積が 1

平方メートル以内で、かつ、ガラス等の不燃材料で造ったものに限る。) にあっては、この限りでない。

平方メートル以内で、かつ、ガラス等の不燃材料で造ったものに限る。) にあっては、この限りでない。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

発 行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
